

事 務 連 絡  
令和6年2月1日

医療機関長 各位

新型コロナワクチン特例臨時接種終了（令和6年3月31日）  
に伴う予診票（住所地外接種分）の取り扱いについて

平素は、本市予防接種業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
す。

令和6年1月25日付事務連絡（厚生労働省）にて、V-SYSの全機能が、令和6年3月31日17時をもって終了することが示されました。

医療機関様におかれましては、新型コロナワクチンの予診票（住所地外接種分）  
について、三重県国保連合会にご提出いただいているところと存じます。今般のV  
-SYS全機能終了に伴い、予診票（住所地外接種分）の取り扱い方法等が令和6  
年3月31日前後で一部変更がございます。

大変お手数おかけいたしますが、当該変更点について別紙のとおりお知らせしま  
すので、年度末にかかる予診票（住所地外接種分）の取り扱いにご対応いただきま  
すよう、お願い申し上げます。

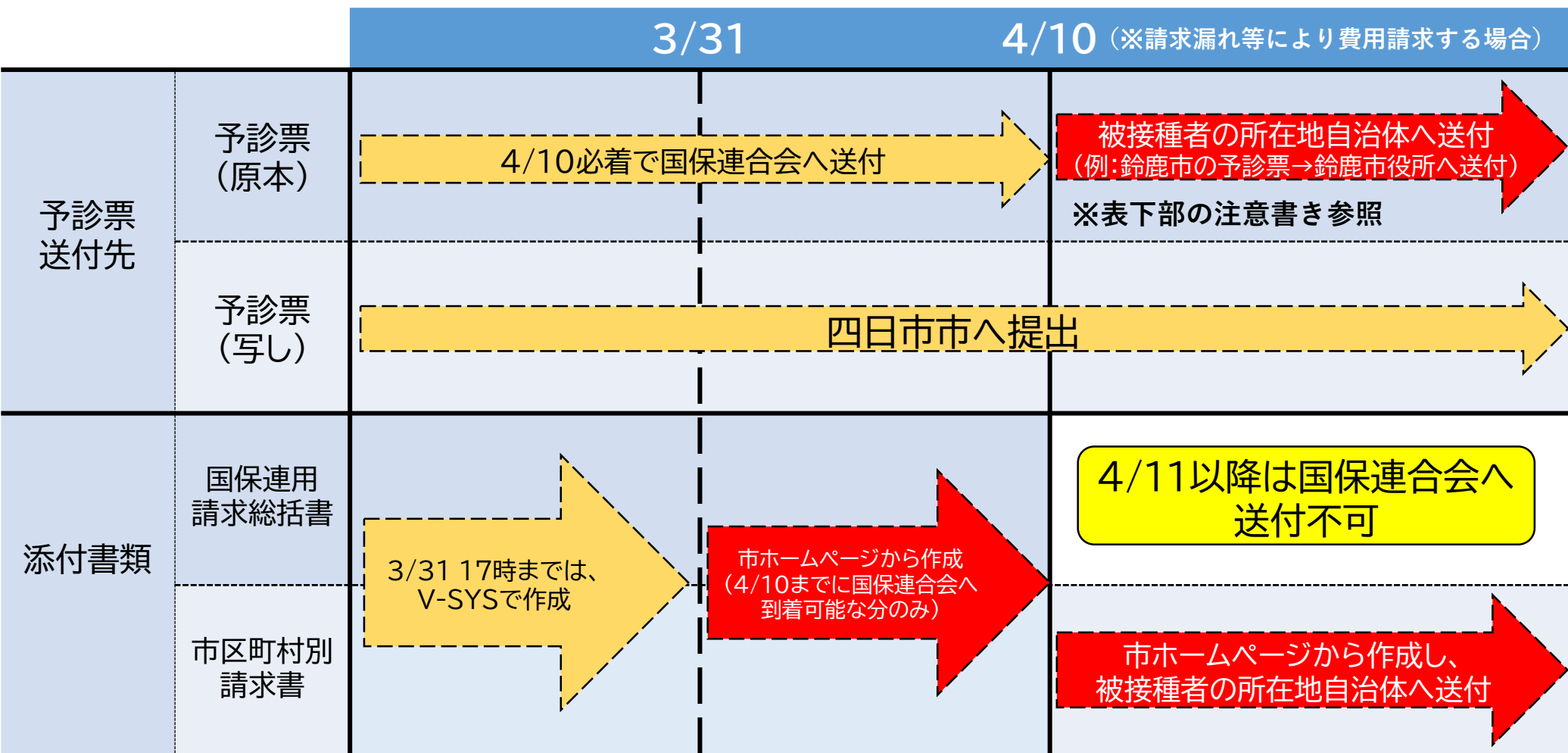
なお、1市3町分（四日市市・菰野町・川越町・朝日町）の予診票取り扱いにつ  
いては、改めてご連絡させていただきます。

ご多用ところ大変恐縮ですが、引き続きご協力賜りますようよろしくお願い申し  
上げます。

《問い合わせ先》  
四日市市役所  
新型コロナワクチン対策室  
電 話 059-325-6455  
F A X 059-327-5905

# 新型コロナワクチン予診票(住所地外接種分)の取り扱いについて

【別紙】



※各自治体の送付宛先等 不明点については、該当自治体へお問い合わせください。

市ホームページ「医療機関等へのお知らせ」URL

: <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1614238341109/index.html>